



国労東京支部

2022年1月12日

第20号

国鉄労働組合東京支部機関紙

発行責任者 松田 恭明

編集責任者 佐藤 賢一

ユニテッド裁判 東京高裁で不当判決

2021年12月22日、東京高裁825号法廷において、ユニテッド航空に整理解雇の無効を求めている控訴審判決が言い渡された。大竹裁判長は「本件控訴を棄却する」とだけ発し、理由を述べることなく退廷した。

争点となっていたユニテッド航空とコンチネンタルミクロネシア航空との合併を目前にしての整理解雇要件などの検討には、ユニテッドグループ全体での判断をするべきところ東京高裁は、解雇の効力を判断するにあたり、両社が合併されることを前提として判断すべき事情でないとした。

控訴人らが解雇無効を訴えていた裁判で高裁は、ミクロネシア航空単体で経営上の合理性や解雇回避措置を認め、解雇を有効と判断し、訴えを退けた。

しかし、高裁判決は一番の時の会社の主張を丸呑みした不当判決そのもの。控訴人らの証拠と事実を認めなかった。裁判所が正しい判断から逃げたのがこの結果となった。

今後は裁判所を逃がさないよう最高裁に上告して、公正で厳粛な審理を尽くして高裁判決を取り消すことを求めて闘っていく。

(ユニテッド闘争団)



森友訴訟 税金1億円でもみ消し工作か

2021年12月15日、森友訴訟が「認諾」という形で、国が幕引きを図った。

森友訴訟とは、森友学園問題に関する財務省の決裁文書改ざんを苦に2018年に自殺した元職員赤木さんの奥さんが、国と同省理財局長だった佐川元国税庁長官に損害賠償を求めた訴訟。

奥さんは裁判で自殺の真相が究明されることを望み、当時の上司や財務省幹部らを証人尋問する方針だった。しかし突然の認諾で、裁判所が事実認定することもなくなった。

あるジャーナリストは「国が事前通告もなく、いきなり認諾したことには、あまりにも不意打ちで裁判官もびっくりしていた」。認諾を避けるために賠償金を約一億円に設定していたが、国が認諾する動きを見れば、弁護団は対抗措置を取ることもできた、と言う。(東京新聞より)

明らかに「事実関係」がこれ以上漏れることを恐れた政府の関与が疑われても仕方がない。

我が国は、憲法で三権分立が規定されている。これは、国の権力が一つの機関に集中すると濫用される恐れがあるため、三つの権力が互いに抑制し、均衡を保つことによって権力の乱用を防ぎ、国民の権利と自由を保障する考え方である。

ところが時の権力者と司法は、度々忖度する。これは日本国憲法に反することだ。

今後は政治の場で、事実関係を明らかにしてほしい。